モンテスキューにおける経済のエスプリ

佐村明知

一　はじめに

ルイ一四世死去後のフランスでは、危機的状況に陥っていた財政や金融を再建しようと、オルレアン公のもとにスコットランド人ジョン・ローがさまざまな経済政策（ロー・システム）を実施した。ジョン・ローは、とりわけ再建のための重要政策として金融、信用膨張策を展開した。しかし、極端な信用膨張策によってかろうじて維持されてきたフランス王立銀行券信用とインド会社株価は、ジョン・ローが財務総監に上り詰めた一七二〇年前半に、皮肉にも暴落してしまったのである。そして、これを契機にロー・システム全体が崩壊し、フランス経済は大きな混乱に陥ったのであった。これがときにミシシッピ・バブル事件ともいわれるロー・システムの崩壊の顚末である。

『法の精神』で有名なモンテスキューは、かれが三〇歳前後のときにフランスを揺るがせたこの大金融事件、すなわちロー・システムの崩壊に遭遇した。この経験は、モンテスキューの心に大きな刻印を刻んだようにおもわれる。金融バブル崩壊直後の一七二一年に公刊され、かれの名を一躍社交界に知らしめた処女作『ペルシャ人の手紙』には、このロー・システムに具体的に触れた箇所が四信、一〇個所以上におよぶ。一見皮肉を込めたようなそれらの通信文からは、興味本位以上の深い関心がうかがわれる。そして、そうした関心は、『法の精神』にあっていっそう深

化され、その基本構想、とりわけ国制論や分権論の展開へとつながっていったようにおもわれる。

モンテスキューによって展開された国制論や分権論は、さまざまな関係性をベースに組み立てられている。したがって、それらはまさしくシステム論にほかならず、今日の組織論のさまざまな問題とも深く関わる。そこで本稿では、そうした組織論や制度論の基本概念である取引費用の視点をベースに、モンテスキューの著作、とくに『法の精神』を多角的に再検討することをとおして、かれの「経済のエスプリ」を探ることとしたい。このことは、モンテスキューにおける経済全般にたいする理解の深さを浮かび上がらせよう。そしてしばしば「保守的」とかのレッテルでもってマイナスのイメージで、いささかイデオロギー的に語られてきたモンテスキューの社会経済観にたいし、再評価への路を開くことになるであろう。

むろん、それは、今なお混迷しているアンシャン・レジーム期フランスの経済史像への新たな視角からの接近にほかならない。ちなみに、ダグラス・ノースは『西欧世界の勃興』において、組織論や制度論の観点からアンシャン・レジーム期フランスの経済と社会の素描を試み、所有権の問題や中間団体のありようから、当時のフランスの経済社会システムは近代経済社会への移行に不適格なシステムであったとした。しかし、こうしたノースの制度論的理解には無理があり、それらは制度、組織論の核をなす取引費用概念の創出者であるロナルド・コースの分析手法や問題意識と大きくすれちがう。本稿は、後者のコースにおける法と経済に関する深い洞察に裏打ちされた問題意識をふまえながら、フランス革命以前の社会経済システムについての不十分な理解をもとにつくられたイメージを克服することを目的のひとつとしている。

二　関係性のなかの法と国制

モンテスキューは、『法の精神』の冒頭、第一編第一章（以下EL.I-1と略記）において「法律とは、そのもっとも広い意味では、事物の本性に由来する必然的な関係である。そして、この意味では、ありとあらゆる存在はその法律をもっている。」と措定している。あらゆる事物の存在の背後に、内在的にも外在的にも、必然的もしくは適合的諸関係の存在を想定しているのである。すなわち、あらゆる事物は相互に関連しあい、合理的かつ適合的な諸関係の

中に存在するという。そして、その関係性の中に秩序（階層性）を組み込み、今日のいわば階層ネットワーク論ともいうべき論を展開している。

モンテスキューは、「神はその法律をもち、物質的世界はその法律をもち、人間より上位の叡智的存在はその法律をもち、動物はその法律をもち、人間はその法律をもつ。」という。有限な存在であり、無知と誤謬に陥りやすい人間が織り成す諸関係は、実定法としては「万民法」、「国制の法」、「市民法」に階層化され、むすびつけられる。そしてさらに、風土や習俗や慣行のもつ意味とその重要性が指摘され、社会的秩序と階層性はいっそう多様化され重層化される。

モンテスキューにおける社会経済システム論は、しかしながら、そうした視覚的な階層分けに終わるものではない。むしろその特質は、システムの内包する階層ネットワークの機能と効率性を重要視することにあるといってよかろう。かれが『ペルシャ人の手紙』の第八〇信（LP.80と略記）なかで述べた「一番完全な政府とは、安上がりに目的を達成するようにするものだとおもいます。つまり人民を導いてその趣向や趣味にもっとも適するようにする政府が一番完全なものです。」とは、政府の統治機能のありようにかかわるものである。モンテスキューの力点はこの後段の「趣味や趣向に適合した政府」というところにあり、その考えは『法の精神』にもひきつがれている。政府の政策ひいては立法化された法律は、それが、趣味や慣行に則し適合しているならば、ガバナンス・コストはミニマムですむが、逆に恣意性のために習俗や慣行、あるいは趣向に不適合で、乖離しているならば、統治機能は低下し、社会的費用が増加するというのである。それは、たんなるチープ・ガバメントではなく、習俗や慣行にもとづいた統治こそが重要であり、そのことが社会的コストの低下をもたらし、権力の生産と流通と分配をもスムーズにするということである。とりわけ権力の流通は、人、金、物あるいは情報の流れと重なり合い、社会的利害関係を錯綜させ、習俗や慣習を含む広義のルールがない場合には、当事者間の取引コストを大幅に引き上げ、かつ社会的コストを政府の負担能力以上にしかねない。

こうした関係性やネットワークをベースにした考え方は、取引契約や交換のプロセスに関する考え方と基本的に共通する。R・コースにおける取引費用の概念は、関係を

結ぶ取引契約のプロセスにおけるさまざまなコストからなる。たとえば、取引相手をさがすための情報収集コスト、契約に至るまでの情報分析ややり取りにかかるコスト、契約自体にかかるコスト、取引契約を履行するように相手を監視するためのコストなどである。取引や交換の行為は、関係の創出でありはじまりであるが、取引関係や債権債務関係に表象されるように、多くの場合それは一回性の行為ではなく、持続的な行為をともなう。つまり、そこでは行為の持続性を前提としたルール、あるいは関係性の維持を前提としたルールの存在如何が、取引コストに大きな影響を与える。むろん、それは社会契約論的な視点に立った場合にも当てはまる。

したがって、モンテスキューは、いわゆる国制に関し、習俗や慣習に反するような恣意性が入りこみやすいシステム、すなわち専制的統治や一元的集権システムはフランスには向かないし、存在しえないというのである。強大な権力を握るヨーロッパの国王達自身、恣意性を自己抑制し「人民の風習や信仰にそむくまいとしている。」のは、まさしく「権力をむやみにふるうと自分の身のためにならないからである。」(LP.102) というのである。だとすれば、『フランス革命とは何か』を問いつめたフランソワ・フュレらがいうように、恣意的権力が徘徊するようなアンシャン・レジーム期における「フランス絶対王政」像は、フランス革命が創り出した幻影といっていいのかもしれない。

三　分権の主体としての中間団体

いかなる国制も関係性の中に存在し、権力も関係性の中に位置づけられる。君主制の基本的格率は、「君主なくして貴族なく、貴族なくして君主なし」(EL.II-4) と措定される。モンテスキューによれば、君主と貴族は、所有権(請求権)の保護と維持などを規定するいわゆる「基本法」を介して相互に関係しているのである。君主が国制における権力の源泉であれ、最高等法院が保管し、管轄するより根底的な基本法によって、権力の流れ出る中間の水路が規定され、そして君主の過剰な恣意性が阻止されるというのである。

官職債やラント債など、さまざまな請求権を有する中間団体は、そうした基本法によって守られ保護されるべきだという。モンテスキューによる、基本法を実質的に無視し逸脱したジョン・ローに対する批判は厳しい。ジョン・

ローは「共和制の国制についても、君主制の国制についても等しく無知であったことによって、ヨーロッパでみられる専制政治の最大の唱導者たちの一人となった。――唐突で異常な前代未聞の変革のほかに、かれは中間諸身分を排除し、諸々の政治団体を根絶しようとした。かれはそうした（請求権の）空想じみた買い戻しによって君主制を崩壊させ、君主制の国制そのものを買い戻そうとしているかのように思われた」（EL.II-4）のである。

中間団体と君主は、そうした政府や君主に対する請求権を媒介に政治的に結び合うだけではない。両者は、社会的領域においても、経済的領域においても機能的に結び合う関係に立っているのである。それは債権債務関係をベースとする相互依存関係のなかでのさまざまな中間団体の自立性、すなわち分権を意味するにほかならない。モンテスキューは、ジョン・ローがそうした君主国家システムのなかに安定装置として組み込まれた基本関係を破壊しようとした、として批判するのである。ジョン・ローの推進した王立銀行による金融の一元的集権化や徴税請負権の取得による財政運営の一元化も、むろんモンテスキューには分権を否定する金融・財政の専制化として映っていたことはいうまでもない。チェック機能もしくは阻止機能を欠いた集権システムが、その恣意性に陥りやすく不安定であることを、ロー・システムの崩壊から見てとったようにおもわれる。

さまざまな中間団体に対する歴史的評価の多くはネガティヴであり、きびしい。宣誓ギルドなどの職業団体について、テュルゴはその弊害のみを強調し、一七七六年に自由化を大義名分にそれらの廃止を提案した。チュルゴの提案に対し、パリ最高等法院のセギエは、「陛下、あなたのすべての臣民は、王国のなかに種々身分があるように、同様の数のさまざまな団体に分割されています。聖職者、貴族、最高等法院や下級裁判所所属の官僚、大学やアカデミー団、あるいは金融業者団、商事関係者団など、これらの団体が国家のすべての部分に関わる団体を構成し、それは大きな鎖の輪としてみることができます。」と、実態をふまえ反論したのであった。

チュルゴの提案は、高等法院などの社団、すなわち中間団体の関係者からすれば、自由化の名の専制化にほかならず、分権の否定でもあった。セギエのチュルゴ批判は、モンテスキューの『法の精神』をふまえたものであったと

いってよかろう。だとすれば、しばしば批判されてきたように、モンテスキューはそうした中間団体の既得権の擁護者に過ぎなかったのであろうか。大きな鎖の輪の中にはさまざまな小さな鎖の輪が重なり合い、そこには政治、社会、経済にまたがる持続的な諸関係が映しだされている。リスクの大きい社会経済状況においては、持続的な信用関係の形成は、分権の主体として相応の自己権力を有する中間団体の介在を抜きにしては考えられない。モンテスキューは、まさしくそうした中間団体のもつ持続的関係の形成機能、広義の取引費用の引き下げ機能を評価したのである。むろん、組織論の視点からは、こうした中間団体が情報の収集・分析機能や契約促進機能、相互監視機能を有し、取引費用の大幅な引き下げに寄与し、広義のガヴァナンス・コストを引き下げることが知られている。

四　商業の展開と関係性の維持

モンテスキューは、所有権のより大きな確実性が人々を危険を冒してまでさまざまな企てに向かわせるという(EL.XX-4)。フランスでの所有権の確立は基本法に立脚していたことは先に見た。一八世紀において商業ネットワークがすでに広く重層的に国際的な展開をみていたことからすると、所有権の確実性は、国内的というより国際的な観点から考察すべきであろう。アムステルダムを中核とする多角決済網の広がりや重層的な取引ネットワークの展開など、EU経済圏の原風景ともいえる状況が展開しはじめていたのである。むろん、そうした状況下での所有権の不確実性は、国際的な取引関係を弱め、リスクを高めることによって取引コストを引き上げ、国際的商業の展開を縮小させることになりかねない。

興味深いのは、アムステルダムのヴィッセルバンクやイングランド銀行について熟知していたにもかかわらず、モンテスキューが、共和制下におけるそれを認めるにしても、君主制を含め一人統治の国家における発券銀行設立には反対していることであろう。そこでは新しい価値標識にもとづく金銭と権力が分離されず、恣意性のもとに債権債務関係が不安定、もしくは崩壊するからであるとする。もちろん、債権債務関係がもっとも不安定になったのは、「あの外国人は古着屋が着物をひっくり返すように、国を裏返しにしたのであった。上のものを下に、下のものを上に置いた」(LP.138)と比喩を込めて表現したロー・シス

テムの時であった。王立銀行は一七一九年後半からはとくに民間債務や公的債務ともまったく関係なく恣意的に銀行券を発行し、その発券残高はまたたくまに二五億リーヴルに達したのであった。王国財政規模の十数倍もの国家債務累積残高に匹敵する額であった。膨大な王立銀行券の強制通用はそれまでの債権債務関係を崩壊させたのである。

モンテスキューはまた、ジョン・ローの設立したインド会社を想定しながら、分権的チェック機能をもたない一人統治の国家には、大商人が連合する特権会社は不都合であるという。結局は、インド会社には恣意性のもとに多くの公共の富がつぎ込まざるをえなかったことによろう。そして、事業が個人の能力範囲を越えるほど大きくはない場合には、排他的特権によって商業の自由を妨げない方がよいとする。モンテスキューにおける商業の自由とは、関係性の中での自由であって、規制や秩序と向き合うものではない。そこでは、一握りの大商人が特権をもとに自分勝手に振る舞うことは許されず、秩序ある自由に従うことが求められる（EL.XX-12）。相応の分権的権力を有する商人団に所属する（規制に従う）ことにより、個々の貿易商は持続的信用関係を形成し、取引コストの引き下げが可能となったのである。

ヨーロッパにおける商業ネットワークの起源は中世にさかのぼる。モンテスキューは、戦争の場合であっても外国人の商品を、報復処置によるのでなければ差し押さえたり、没収することを禁止しているとして、マグナ・カルタを称賛する。商業取引関係は国家の領域を越えるときさまざまなリスクにさらされる。したがって、国際的な取引には、なによりも持続的な関係にもとづく信認と自由が重要であり、相手が外国人であればなおさら所有権に対する政府の恣意的な干渉は排除されなければならないのである。ギルドなどの商人団の監視機能が内側に向けられ、不正行為を行なった者や債務不履行者など規律違反者を団体から排除するのも、そうした信認をベースとする自由の維持のためである。むろんそこにおいては、「自由」は相対化され、信認なき自由は否定され、排除される。認められる自由は、慣習法を含む法体系になかに秩序づけられる。

商業における信認をベースとする秩序ある自由が喪われるならば、取引コストは禁止的に高くなるであろう。モンテスキューが指摘するように、商人監督官や商事裁判所の主要な役割は、商事法や慣習法に則って訴訟当事者間の裁

定を迅速に行なうことであり、ひいては当該都市の国内、国際商業の取引コストを引き下げることにある。このことは、ロナルド・コースによる中世の土足裁判所の機能についての評価と重なり合うことはいうまでもない。

商業ネットワークの結節点には、さまざまな国や地方から多くの人々が来訪し、多様な商品や多様な資産が集ってくる。さまざまな契約が取り交わされ、取引当事者や債権債務の関係はきわめて錯綜する。そうした関係が全体的に維持され、破綻しないようにするには、相応に厳格なルールと審判が必要となってくるのである（EL.XX-18「商業のための裁判役について」）。モンテスキューが高等法院院長を務め、自分の所領で作ったぶどう酒の取引を盛んに行なったボルドーでは、当時フランス有数の貿易港としてアンティーユ諸島や北欧との取引が急速に成長しつつあった。市内にはドイツ人商人が多数居住し、ボルドーは国際商業ネットワークの有力な結節点になりつつあった。それとともに、取引当事者間の債権債務、あるいは取引関係のトラブルが急増し、それらの秩序ある迅速な処理の重要性をモンテスキューは肌で感じていたことにおもわれる。

五　さまざまなる動産の流通と為替相場

モンテスキューの経済のエスプリは、そうした国際商業都市ボルドーにおいて育まれたのである。そのすぐれた特徴のひとつは国際関係の認識にある。「金銭、約束手形、為替手形、株式、船舶、あらゆる商品からなる動産は世界全体に属し、世界はこの動産の関係では、その中のすべての社会を構成員としたただ一個の国家であるにすぎない。世界のこれらの動産を最も多く所有する人民が最も富んだ人民である」とする。さまざまなる動産に表象される富の請求権、所有権は国籍にとらわれずに自由に移動する。その意味では国際商業ネットワークはそれ自体がひとつの国家の形態をなすというのである。

有力都市には商品取引所や手形・証券取引所ができ、不正を排除するような厳格なルールのもとで信用による大量取引が組織されるようになった。国際ネットワークの中心であったアムステルダムの取引所には、為替手形のほかに、荷為替、船荷証券、倉庫証券、抵当証券、損保証券、株式（東インド会社他）、内外の国債など多様な有価証券が集中し、有力な仲買業者を介して大量に売買された。モン

テスキューの眼には、そうした大量の動産取引が国際関係を一層密にしていくことがはっきりと捉えられていた。むろん、密な国際関係の成立とさまざまな有価証券の登場は、リスク分散を一層容易にし取引費用の低下に寄与した。

そうした密な国際商業ネットワークのなかにおいて、各国政府はどこまで自由にかつ恣意的に貨幣相場を決定できるのであろうか。ロー・システムの展開と崩壊を念頭におきながら、モンテスキューが興味深い貨幣論を展開しているのが、『法の精神』第二二編「貨幣の使用との関係における法律について」(EL.XXII) である。ちなみに、ジョン・ローは金貨や銀貨の流通を禁止、制限し、正貨相場をきわめて恣意的に操作しようとした。とりわけ大量に放出されたインド会社株の相場維持のために膨大な王立銀行券を発行し、その銀行券の流通を強制したのであった。しかしながら、ジョン・ローの目論見は外れ、株式と銀行券の相場は崩壊し、エキュ（三リーヴル）の為替相場も極端に低下してしまったのである。

モンテスキューは、貨幣相場を「君公がある関係では定めることができ、ある関係では定めることができない」と微妙な表現ながらも、貨幣相場を政府が恣意的に決定できるのではなく、それには政府以外のものが関係することを示唆する。国際的な金融、決済ネットワークの展開のなかで、貨幣相場は為替相場から独立して存在しえないとの認識に立っていたのである。そして為替相場について、「それは大商人たちのもっとも一般的な評価によって決まる。君公の法令によって決めることはできない。」という。つまり、最終的には、市場が為替相場を決定するのであって、政府の法令ではないということである。たとえば政府の銀行券の大量発行によって貨幣相場が不安定になり、為替相場が不利な方向へ進行しはじめた場合、「人はたえず証券の一部を、為替相場を決める国民のもとに送るであろう。外国に送るという継続的な計画は為替相場を低めることになるであろう。」と喝破する。そして為替相場の低落は、国内における貨幣相場にはね返り、王立銀行券の相場喪失、ひいてはロー・システムの崩壊につながったという判断を下しているのである。動産としてのさまざまな有価証券の国際的な大量流通によって、国際金融・決済市場との関係を無視して、君主制であろうと共和制であろうと、各国政府が恣意的な貨幣政策をとることは許されない時代がすでに到来していたのである。

六　公金融の展開と売官職

フランスにおいて公金融が急速に膨張したのは、ルイ一四世親政末期である。ルイ一四世は、アウグスブルク・リーグ戦争（一六八八―九八年）とスペイン王位継承戦争（一七〇一―一三年）をおこない、戦争資金調達のために大規模な公金融を展開したのであった。公金融の主な手段は、国債（ラント公債など）と官職債の売却である。王国の財政規模一億五〇〇〇万リーヴル程度に対し、公金融による国家累積債務の残高は、一七一五年には三〇億リーヴル近くに達した。むろん、その国家債務の処理はロー・システムとっての大きな課題でもあった。

モンテスキューは、そうした公金融の展開に対し批判的である。それは、そうした国債発行による借入れが財政の不均衡を助長し、とくに外国人によって国債が保有された場合、金利の支払いによって王国の富が国外に流出するからであるというのである。しかしながら、後者に関しては、フランス国債が誰によって保有されるかは、結局はさまざまな関係性のなかで市場が決定することであり、強制割り当てによって決められるものではない。かりにフランス人にのみ保有を強制したならば、吸収能力を越えた過剰な公信用の供給は大幅な国債相場の低落を引き起こし、追加発行も困難になるであろう。そして、富の保全を考える人は、保有する国債を相手が外国人であれ売却するであろう。つまり、国内関係だけでなく国際関係もかかわるなかで、国債保有者は決まるであろうし、国債の流通相場も変動するであろう。モンテスキューの主張は、この点に関しては『法の精神』における関係性の論理からいささか逸脱しているようにおもわれる。

ところで、モンテスキューが批判される理由としてあげられるのは、なによりもランティエ（ラント国債などの保有者）や官職債保有者を擁護したことであろう。公金融の主要な担い手であった両者は、王国財政の運営には不可欠であったことはいうまでもない。たしかに、モンテスキューは、ランティエに関して「国家財政窮乏の場合には、最も容赦されないことになりそうである。というのは、これは国家のなかで完全に受動的な階層である――からである。」(EL.XXII-18) と、おそらくロー・システム時代を想い起し、その処遇を危惧し、国家がこの階層に独特の保護を与える必要性を強調している。

しかし、モンテスキューのランティエ擁護の理由は請求権の保護を原則とする基本法に則っている。しかも、ラント債の保有者は特定の階層にかぎられず、また広く外国人をもふくむ。したがって、基本法に違反してジョン・ローのように、債権債務関係を反転させランティエにのみ負担をかぶせたならば、逆にそれは国家にとって不可欠な公信用の展開を阻害し、財政資金の調達を窮地に追い込むことになる、というのである。債権債務関係の安定的維持は、モンテスキューにとって基本命題であり、それが社会的費用を低下させる一般的な必要条件であると認識されていたことはいうまでもない。

ところで、売官制については、モンテスキューがもっとも批判されるところである。かれは、君主国家にとって「富によって昇進するこの仕方は、勤勉を鼓舞し、それを維持する」良い制度であるという（EL.V-19）。かれ自身、ボルドー高等法院官職を売却したことをふまえ、官職債の売買（流通市場）を通してより良い適合的な人が官職に就くことになる。さらに、高位官職に付随する貴族身分についても、金銭を対価として獲得しうるようになっていると「大商人はこれに達しうる地位に自分をおくために大いに努力する」（EL.XX-22）という。

売官制はたしかに、官僚の職務が公的サーヴィスの提供にあるということからすれば、モラルの面で批判されてしかるべきかもしれない。しかし、モラルは相対的なものであり、請求権を持つ官職保有者は自己の官職に責任をもたざるをえない。官職債の俸給は低く、付随収入は本人の能力と精勤に依存していたからである。また、アンシャン・レジーム期の売官制は、官僚組織の形骸化や機能低下という観点から批判されがちであるが、実際には、司法、警察、行政、財政にかかわる官職に、幅広い階層から実務に長けた人材が参入する制度でもあった。つまり、金銭にもとづく人事は、当局の恣意的な人事よりも中立的であり、かつ限定的ながらも社会的な流動性を誘発する効果をもつというのである。しかも、商業関連の官職の場合、その俸給の多くは、監督する商品の取扱量の多寡に連動する手数料収入にもとづいていた。後ろ向きの監督や規制では財貨などの取引の縮小をまねき、みずからの収入を減少させかねなかった。

一八世紀フランス経済はかつては暗いイメージで描かれることが多かったが、今日ではマルコヴィッチやマルシェ

フスキーらの実証研究が進み、国内生産も国内取引も、また外国貿易も大きな伸びをみせていたことが明らかにされている。すなわち、さまざまな中間団体を構成した官僚組織は、一八世紀フランス経済に対してマイナス要因としてよりもむしろおおむねプラス要因として作用したことが、理解されてよかろう。

最後にモンテスキューの擁護するランティエや官職保有者について、権力との関係からみてみよう。両者はいずれも、政府に対する基本法にもとづく請求権を有していることからすれば、中央政府によるラント公債や官職債の売却は権力の分売にほかならなかった。公信用の膨張局面であった一八世紀前半において、権力の分売、すなわち分権は、空間的にも階層的にも大きく進展したのであった。モザイク模様に配置された多数の徴税管区に表象される地方分権と社団に象徴される多様な階層的分権が、まさしくモンテスキューの『法の精神』のなかに映し出されているようにおもわれる。そのなかに見られる相互に複雑に関係しあう多様な分権システムとその集合体からなるアンシャン・レジーム期のフランス社会経済システムは、神話化した「絶対王政」の固定的なイメージから遠く離れ、また近代社会が目指してきた一元的な中央集権国家システムとも異質なものであったことが認識されるであろう。

七　むすび—奢侈と経済を見る眼—

モンテスキューにおける経済のエスプリは、ロー・システムの崩壊との遭遇によって触発され、商業海港都市ボルドーの成長によって磨きがかかったのである。一八世紀に入ってからアンティーユ諸島との精糖や上質小麦や毛織物貿易、また北欧とのぶどう酒や毛皮や木材貿易などによってボルドーは大きく成長したのであった。ボルドーの人口は一七〇〇年の四万五〇〇〇人から、一七八九年には一一万人に増加した。「奢侈は都市、とくに首都の大きさに比例している。——人々が一緒になれば、ますます多くの欲望や必要や幻想をもつようになる」（EL. VII-1「奢侈について」）というとき、モンテスキューは、ボルドーと首都パリを思い浮かべていたことはいうまでもなかろう。虚栄心にもとづく欲望は奢侈的消費をうながし、それはまた商業部門の拡大につながるというのである。モンテスキューの認識は、マンデヴィルの『蜂の寓話』（一七〇三年）をふまえながら、虚栄心・奢侈的消費—商業流通—製造・雇用・

勤勉というループに帰結する。すなわち、奢侈的消費という経済的行為は雇用や勤勉と関係づけられ、かれはつとに消費と雇用の結びつきの重要性を強調するのである。モンテスキューのそうした考えはまさに有効需要の概念に通じるだけでなく、かれ自身、ボルドーの繁栄が国内外の消費の増大と深く結びついていたこと感知していた。

国際経済のネットワークに大きなつながりを持ちはじめていた商業海港都市ボルドーは一八世紀初頭には相応の自立性を確立していた。それゆえ、ボルドーはかならずしもパリやベルサイユ政府のいいなりではなかった。すでに一七一七年の段階で、ジョン・ローの一般銀行券による納税が公認されたとき、ボルドー商業会議所を中心に市民たちが激しく抗議、抵抗し、その独自性を示したのは、その証左である。ボルドーの商業や地域経済がアムステルダムやアンティーユ諸島との経済関係を深めるにつれ、モンテスキューはしだいによりグローバルな商業ネットワークの存在を強く意識するようになったにちがいない。モンテスキューの経済を見る眼は、ボルドー地域経済とパリを中心とする国内経済、そしてアムステルダムを中心とする国際経済の三者を、関係性の中におき相対化しながら見ている。ともあれ、鋭い洞察力に裏打ちされたかれの豊かな経済のエスプリが『法の精神』のなかにはっきりと刻み込まれていることが再認識されてよかろう。

[引用・参考文献]

モンテスキュー『法の精神(上・中・下)』(野田良之他訳)、岩波文庫、一九八九。(Charles Louis de Secondat de la Brède et de Montesquieu, *"DE L'ESPRIT DES LOIS"*, 1748.)

モンテスキュー『ペルシャ人の手紙(上・下)』(大岩誠訳)、岩波文庫、一九五〇。(Charles Louis de Secondat de la Brède et de Montesquieu, *LETTRES PERSANNES*, 1721)

ロナルド・コース『企業・市場・法』(宮沢健一他訳)東洋経済、一九九二。

ダグラス・ノース、『西欧世界の勃興』(速水融他訳)、ミネルヴァ書房、一九八〇。

樋口謹一編『モンテスキュー研究』、白水社、一九八四。

フランソワ・フュレ/モナ・オズーフ『フランス革命大辞典(1・2)』(河野健二他訳)みすず書房、一九九五。

Richet, Denis, *La France Moderne: l' esprit des institutions*, Paris, 1973.

佐村明知『近世フランス財政金融史研究』、有斐閣、一九九五。

(さむら　てるとし・大阪大学大学院経済学研究科教授)